

平成二十一年二月十九日提出
質問第一四〇号

平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問主意書

提出者 岡本充功

平成二十一年二月十八日の日口首脳会談に関する質問主意書

平成二十一年二月十八日にユジノサハリンスクで開催された日口首脳会談（以下「今回の会談」という。）が日口両国の相互理解と平和条約締結に向けた意義あるものであったかは国益に係わる重大事である。よつてその開催までのいきさつとその内容について問う。

一 今回の会談の開催についてはそもそもどちら側からの働きかけがあったのか。また開催地、日時の設定についてはそれぞれどちらからの働きかけがあったのか回答を求める。

二 旧ソビエト連邦はサンフランシスコ講和条約に署名しておらず現在でもサハリンや北方四島を除く千島列島の帰属は日本とロシアの間で決していないと考えるが政府の見解如何。帰属が未決とするならば国際法上はロシア政府に対し日本としてこれらの領土の領有を主張できると考えるが政府としては領有を主張する考えはないのか見解を問う。帰属について既決とするならばどういふ条約で既決となったのか。旧連合国である米国、英国等との条約締結をもって締結していない他国との領土問題が既決であるとする根拠を問う。

三 今回の会談の場所について問う。旧日本領でもあり、日口間で領土問題が未決であるとする考えのある

ユジノサハリンスクに日本の総理が訪問することに問題はないのか見解を問う。政府内でそういった議論がなかったのか会談場所決定までの経緯を問う。そもそもユジノサハリンスクに総領事館を設置することも領土問題について日本の権利放棄を意味することになるのではないかと懸念するが政府の見解を問う。

四 今回の会談後に総理が記者団に語ったとされる「向こうが二島、こっちが四島では進展しない」との発言は平成十八年九月に記者会見で同様の発言をしたり、また平成十八年の衆議院外務委員会で「択捉島の約二十五パーセントを残り三島にくつつけると五十、五十の比率になる」と発言したりするなど総理の持論とも考えられるが総理の個人的な持論なのか政府としての見解なのかを問う。この発言はこれまでの政府方針と異なると理解するが見解如何。また総理個人の持論であるとするならば総理が政府見解と異なる個人的持論をロシアに発信することの妥当性如何。間違ったメッセージを発することは国益を損ねることもあると考えるが政府の見解如何。

五 本年一月二十七日に国後島において日本の人道支援物資を届けるために上陸しようとした日本人に対しロシア側が出入国カードの記入を求め、結果として二十九日早朝に根室に引き返すことになった件について問う。ロシアの出入国カードにおける「ロシア連邦への入国と出国」との記載の有無を問う。このカー

ドに記入することはロシア外務省が談話で表明した「ごくささやかな必要性に起因するものであり、たとえ記入しても日本の方針・立場が変化したものとは受け止めない」との理解は国際的な外交上の理解としては一般的ではないと解するが見解を問う。今回の会談においてこの問題の解決に向けどのような理解と合意がなされたのか問う。また今後とも出入国カードの記入をロシア側が求める以上は人道支援物資の輸送を含めいわゆる「ビザなし交流事業」として北方領土への上陸を試みることは無いのか見解如何。

右質問する。